福島県立原町高等学校長

新型コロナウイルスに係る出席及び出席停止の取扱い及び家庭における 基本的な感染症対策について(お知らせ)

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に格別の御理解・御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、本校における新型コロナウイルス感染に係る出席の取扱いは下記のとおりですので、改めてお知らせいたします。

また、県内おいても感染者が急激に増加し、従来株よりも感染しやすいと指摘される変異株も拡大傾向にあることから、家庭においても基本的な感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

本校といたしましても、県教育庁や相双保健福祉事務所等の関係機関との連携をさらに深めながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて最大限の努力をしてまいりますので、今後とも保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

記

- 1 出席及び出席停止の取扱いについて
- (1) 生徒本人・家族に発熱等の風邪症状がない場合は、原則として、登校可能です。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は出席停止とします。
 - ① 生徒自身や同居する家族が新型コロナウイルスに感染した場合
 - ・ 生徒本人が新型コロナに感染した場合は、保健所の指示による期間
 - ・ 同居する家族が新型コロナウイルスに感染し、生徒本人が濃厚接触者として特定され、PCR検査 の結果が陰性であった場合は、2週間(保健所の指示による)
 - ② 生徒自身や同居する家族が新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合
 - ・ 保健所による聞き取りにより、生徒自身がPCR検査を受けることが必要だと判断された場合は、 その結果が出るまでの期間
 - ※ 同居する家族がPCR検査を受けた場合でも、生徒本人に発熱等の風邪症状がなければ登校可能ですが、学校にその旨を連絡するとともに、感染症対策を徹底して登校させてください。
 - ③ 生徒自身または同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合
 - ・ 生徒自身または同居する家族の発熱等の風邪症状が治るまでの期間
 - ※ 新型コロナウイルス関係で学校に欠席の連絡をする場合は、生徒本人の体温と風邪症状の有無をお伝えください。
 - ※ 生徒自身または同居する家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控え、かかりつけ 医や県の受診・相談センター(電話番号0120-567-747)等に相談してください。
 - ④ 登校することにより、生徒自身または保護者に新型コロナウイルス感染の不安がある場合
- 2 家庭における基本的な感染症対策について
- (1) 清掃や換気を行い、衛生的な環境を保持するとともに、基本的な生活習慣を整え、体調管理を心がけてください。
- (2) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、家庭内においてもマスクを着用するなどの対策を行ってください。
- (3) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスク着用等の感染症対策を徹底して ください。
- (4) 生徒や御家族に体調の変化が生じた場合は、学校にも御連絡ください。

(問合せ先 教頭 電話0244-23-6196)